実施事業者の登録等に関するＱ＆Ａ

令和3年12月20日時点

|  |
| --- |
| このＱ＆Ａは、作成時点における情報を基に記載しており、今後国の取扱が変わった場合などは変更になる可能性があります。各事業者から送付された質問も追加するなどし、随時内容の更新を行いますので、各自最新版の確認をお願いします。 |

＜事業全般について＞

　Ｑ１　事業の目的は何か。

　Ａ１　無料の検査を実施することで、大人数での飲食など感染リスクが高い活動にあたりワクチン未接種者に対して検査の受検を浸透させ、更に、感染拡大の傾向が見られる場合に知事の判断により感染不安を有する者が検査を受けられる環境を整備することで、日常生活や経済社会活動における感染リスクの引き下げを図るとともに、併せて陽性者の早期発見・早期治療につなげることです。

　Ｑ２　無料検査の対象者は。

　Ａ２　無料検査は、国による以下の２つの事業により県が実施するものであり、対象者はそれぞれに記載のとおりです。

　　　①　ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

　　　　　ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を受検する、次に掲げる無症状者

　　　　・　基礎疾患、副反応などの懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者

　　　　・　12歳未満の子供（未就学児（概ね６歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上での検査は不要）

　　　②　感染拡大傾向時の一般検査事業

　　　　　感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の住民に対し、検査受検を要請し、この要請に応じた無症状の住民

　　　　※　「感染拡大の傾向が見られる場合」とは、警戒度レベル２相当以上を想定しています。

　Ｑ３　検査方法について、ＰＣＲ検査等と抗原定性検査のどちらを実施するか（立会い等を含む）

は、実施事業者が選択してよいのか。

　Ａ３　実施事業者が選択できます（ＰＣＲ検査等と抗原定性検査のいずれも実施することも選択可能

です。）。

　Ｑ４　抗原定性検査は無症状者には推奨されないとされているが、問題ないか。

　Ａ４　無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての

使用は推奨されませんが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することによ

り、場の感染リスクを下げうるとの考え方に基づき、事前にＰＣＲ検査等を受検することができ

ない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とされています。

＜事業の実施方法について＞

　Ｑ５　申込受付にあたって、申込者の本人確認は必要か。

　Ａ５　身分証明書等による確認が必要です。

Ｑ６　身分証明書の限定はあるか。

Ａ６　運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、学生証等でも可です。

　Ｑ７　検査の対象者が「基礎疾患、副反応などの懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者」「12歳未満の子供」であることはどのように確認するのか。

　Ａ７　「健康上の理由」の確認は、自己申告により行います（申込書にチェックを入れてもらう方法を予定。）。「12歳未満」の確認方法は、身分証明書等より行います。

　Ｑ８　検体採取の立会いとは、具体的にどのように行えばよいか。

　Ａ８　コンテナ内や車内、施設内に設置した検体採取のためのスペースにおいて検査受検者が検体を採取するところを目視により確認する方法や、検査受検者にタブレット等を渡し検体採取の状況をオンラインで確認する方法などがあります。

　Ｑ９　発熱等の症状がある者が本検査の申込みを行った場合はどのように対応したらよいか。

　Ａ９　本検査は無症状者のみが対象のため、医療機関を受診するよう促してください（有症状者は本事業における無料化の対象になりません。）。

Ｑ10　本検査のための従業員とその他の従業員を明確に区分しないといけないか。

Ａ10　本検査を実施するために専用の従業員等を確保したり、他の従業員と区分したりするなどの必要はありません。

Ｑ11　検査の実施にあたって通常の営業日や営業時間を変更する必要はあるのか（特に土日祝日や夜間）。

Ａ11　営業時間の変更の必要はありません。

Ｑ12　本検査の実施にあたって、予約制としてよいか。

Ａ12　原則予約不要での対応をお願いします。

Ｑ13　ＰＣＲ検査等の検体採取の立会い等を行う場合、検査を実施する検査機関はどのように確保すればよいか。

Ａ13　実施事業者において、民間検査機関等と契約を行い、個別に確保してください。

　Ｑ14　抗原定性検査の立会い等を実施する場合、薬剤師等の医療従事者が立会う必要があるか。

　Ａ14　抗原定性検査の立会い等においては、検査管理者が行う必要がありますが、これは厚生労働省がホームページで公開するＷＥＢ教材で研修を行った者であればよいため、医療従事者などの要件はありません（ＷＥＢ教材の内容については抗原定性検査の実施要綱を参照）。

　Ｑ15　国の承認を受けていない研究用の検査キットは、本検査で使用してよいか。また、抗原定性検査の際の自己採取の検体は、唾液でも構わないか。

　Ａ15　本検査の対象となるのは、国が承認した「対外診断用医薬品」のみで、研究用の検査キットは対象になりません（補助金の交付対象にもなりません。）。抗原定性検査における承認済みのキット一覧は「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に記載されています。また、抗原定性検査を実施する際の自己採取する検体は、現時点では鼻腔拭い液に限られるため、唾液は対象になりません。

　Ｑ16　令和４年度は本検査を実施するか。

　Ａ16　国から方針が示され次第、別途お知らせします。

＜検査結果について＞

　Ｑ17　検査結果はどのように検査受検者に伝えるか。

Ａ17　検査結果通知書を本人に交付することによりお伝えします。なお、交付の方法は書面の他、メールなど電子媒体でも可能です。

　Ｑ18　陽性だったときはどこを案内すればよいか。

　Ａ18　かかりつけ医等または受診・相談センター（電話番号０５７０－０５２－０９２）に電話するよう案内してください。なお、医療機関へは必ず電話予約をした上で来院し、予約時に無料検査で陽性となったことを伝えることを併せて案内してください。（今後お示しする検査結果通知書にも、同様の内容を記載する予定。）

　Ｑ19　陽性となったときの店舗等の消毒などはどうすればよいか。

　Ａ19　無料検査で陽性となった検査受検者は、その後医療機関を受診し、医師が確定診断を行います（無料検査で陽性となっても陽性者には確定されていません。）。偽陰性や偽陽性の可能性もありますので、検査受検者の手指消毒用のアルコール等の常備や適切な換気を実施するなどの感染対策を徹底してください。なお、本検査で陽性となったことをもって、薬局を一定期間閉鎖したり、従業員を勤務させないなどの措置を取る必要はありません。

　Ｑ20　陽性となったときは店舗名などが公表されるのか。

　Ａ20　公表は行いません。

＜補助金について＞

　Ｑ21　検査実施に係る補助について、各種経費相当額3,000円とはどういったものか。

　Ａ21　検査実施のための人件費等相当額で、検査１回につき一律で支給します。

　Ｑ22　検査体制整備に係る補助について、どのような経費が対象になるか。

　Ａ22　検体の採取を行うためのコンテナの設置経費や、コンテナ内に設置する空気清浄機や暖房器具、オンラインで立会い等を行うときのタブレット等の機器整備経費、消毒用のアルコール代など、本検査の実施にあたり必要な経費あれば幅広く対象になります。ただし、次の経費は対象になりません。

　　　・　用地の取得費

　　　・　貸付金・保証金

　　　・　本検査の実施と関連しない費用

　　　　また、特に高額な備品については、基本的にリースでの整備とすることとします。

　　　　個別のケースで補助対象となるか不明な場合は、所定の方法により質問書の提出をお願いします。

　Ｑ23　検査体制整備に係る補助について、高額な備品については基本的にリースで整備することとするとあるが、どういったものがリースの対象に該当するか。

　Ａ23　検体の採取場所として、実施事業者がコンテナや車を用意する場合、購入ではなくリースの対応をお願いします（立会いを行うときのタブレット等の機器は購入での整備が可能です。）。

　Ｑ24　検査体制整備に係る補助について、いつまでの経費が対象になるか。

　Ａ24　令和４年３月末までの経費が対象となります。令和４年度の取扱については、国から方針が示され次第、別途お知らせします。

　Ｑ25　補助金の申請手続き等はいつ行えばよいか。

　Ａ25　申請いただく時期や内容は別途お知らせします。

＜実施計画書について＞

　Ｑ26　１法人の複数の店舗で検体採取の立会い等を実施する場合は、どのように記載したらよいか。

　Ａ26　店舗ごとに実施計画書の提出をお願いします。

　Ｑ27　実施計画書に記載した事項が変更になった場合の手続きはどうすればよいか。

　Ａ27　変更後の実施計画書を当初提出した方法と同じ方法で再提出してください。

＜その他＞

　Ｑ28　実施計画書を提出し登録を受けた後で、やむを得ず薬局を廃止する等、登録を維持できなくなった場合はどうすればよいか。

　Ａ28　本事業は、無料検査の提供を行うことを前提として、検査体制整備に係る補助金を交付するものであるため、実施計画書の提出にあたっては、今後も継続的に事業を実施できることを御確認ください。やむを得ない理由等により登録の維持ができなくなった場合は、県感染症対策課まで御連絡ください。

　Ｑ29　実施事業者名等は県ホームページに掲載されるとのことだが、掲載内容はどのようなものか。

　Ａ29　実施事業者名に加え、立会い等又は検査を行う事業所名・所在地、対応可能時間（指定がある場合）などの内容を予定しています。

　Ｑ30　本事業の検体採取により生じる廃棄物の取扱について、どのようにすればよいか。

　Ａ30　各製品の説明書を参照するとともに、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をし、廃棄の方法については、自治体や廃棄物業者に確認してください。